

## 公文書館推進議員懇談会 緊急提言（要旨）

平成 19 年 11 月 13 日

今回の緊急提言では、この国の歩みを将来への資産とするために、国家と国民の記録を正しく保存する記憶装置たる公文書館制度を適切に整備すべく、**4つ**のポイントに絞って提言を行った。

### 1 点目は、国の機関における文書管理体制の整備。

現在の文書管理体制そのものの問題を指摘し、文書管理法（仮称）の制定や、国立公文書館がすべての国の機関の文書管理に主導的に関与できる仕組みの構築などを提言した。

### 2 点目は、国民の知と記憶を集約する公文書管理体制の高度化。

国の公文書以外にも重要な資料があるとの認識に立ち、国立公文書館が国の機関以外の保有文書等の情報収集や取得を行うこと等を提言した。

### 3 点目は、開かれた公文書館への進展と普及・啓発活動の充実。

国立公文書館の文書を国民が利用しやすいよう、デジタルアーカイブ化の推進や利用施設の拡充などを提言した。

### 4 点目は、国立公文書館の拡充である。

国立公文書館の役割の重要性にかんがみ、施設や設備の拡充のほか、現在の独立行政法人としての位置づけを国の機関に改めるべきと提言した。

国際的水準の公文書館制度の確立を図るために、20年後、30年後のあるべき公文書館像のグランドデザインを描きつつ、着実な努力を傾ける必要がある。

我々議員懇談会としては、まずは政府の取り組みを注視しつつ、必要があれば、引き続き働きかけていきたい。